

議案第 9 4 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり定めるものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条文の整
備をするため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(北名古屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(北名古屋市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。